相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市北区与力町四番地、最後の住所大阪市旭区新森二丁目一四番一〇号　錦荘　被相続人　亡　渡邉　初子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二日

大阪市北区西天満四丁目一番二号中之島日光ビル五〇三号　相続財産管理人　久岡　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神崎郡福崎町八千種二一一六番地、最後の住所兵庫県神崎郡福崎町八千種二一一六番地　被相続人　亡　西村　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二日

兵庫県姫路市豊富町甲丘三丁目二六番地　相続財産管理人　三島　清志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県今治市東鳥生町二丁目一七二四番地第一、最後の住所愛媛県今治市東鳥生町二丁目一番二六号　被相続人　亡　片山　照雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二日

愛媛県今治市常盤町四丁目四番地九　相続財産管理人　髙井　實

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区大里本町二丁目三五六五番地、最後の住所北九州市門司区大里本町二丁目六番二号　被相続人　亡　中村　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二日

福岡市中央区薬院一丁目一三番八号　九電不動産ビル四階　相続財産管理人　司法書士　岩本　宏憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県豊後高田市大字玉津三七九番地、最後の住所不明　被相続人　亡　馬場　誠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年八月二日

福岡県大牟田市不知火町一丁目一―二―五階　相続財産管理人　弁護士　湯村しおり

任意清算公告

当社は、平成二十二年三月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年八月二日

新潟県村上市小国町五番八号　合資会社長弘商店　代表社員　菊地　鏡子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十二年八月二日

一、墳墓等所在地　山口県山口市吉敷中東四丁目二九一七番地

一、墳墓等の名称　経塚墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳につき氏名及び墓地番号　故従六位　大楽新造君之墓　熊毛郡有志者建之（墓地内立札に記載した墓地番号　1）、田中耕資夫婦の墓　田中宗子（1）、田中三〇（判読不明）夫婦の墓　妻（1）、石田家累代之奥津城　南米ブラジル移住（四）、その他の墳墓は多数あるとおもわれるが土中に埋没しているため氏名、本籍、現住所、管理者等全て不詳（五）

一、改葬を行おうとする者　山口県山口市吉敷下東四丁目一八番七号　経塚墓地管理組合　組合長　永田　瑛　連絡先（〇八三）九二五―四二四八

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社日企　株式会社日企　東京都港区虎ノ門二丁目四番一号

二　保証金の額　金三十万円

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成22年８月２日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社たび倶楽部（トラベルストーリー）　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３―653号　④株式会社たび倶楽部　栃木県足利市本城一丁目1460番３　代表取締役　越智菊男　⑤本社営業所　栃木県足利市本城一丁目1460番３　⑥平成20年４月８日　⑧平成22年７月１日　⑩300万円　⑪栃木県知事　⑫栃木県足利市本城一丁目1460番３　株式会社たび倶楽部　代表取締役　越智菊男

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年八月二日

東京都港区虎ノ門二丁目四番一号　株式会社日企　代表取締役　河野　直樹